

地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センター施設一体化整備事業に係る配慮書案に対する
京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見

平成30年5月9日に開催した平成30年度第1回京都市環境影響評価審査会での意見を下表に取りまとめた。

		第1回審査会での主な意見	答申に向けたとりまとめの方向性	答申案
全般的事項	環境要素	<p>供用時の電波障害についても配慮すべきではないか。</p>	<p>○電波障害については，以下の理由から環境要素に追加するまでには至らないと考える。</p> <p>①除去予定の既存の建築物と階数が類似していること</p> <p>②地上波デジタル方式への移行により，アナログ方式よりも受信障害のエリアが大幅に改善されていること，</p> <p>③事後に障害発生が認められた場合でも解決する方法が考えられること</p> <p>○事業者が表明している「必用に応じて電波障害調査を行う」ことに加え，「当該建築物の影響により受信障害が認められた場合は適切に対応する」旨を追記させる。</p>	<p>6 電波障害については，必要に応じて電波障害調査を行うとともに，本件建築物の影響により，受信障害を生じたと認められる場合には，解消に向けて適切な対応を講じること</p>
	複数案	(特になし)	<p>答申に盛り込むべき意見は特になし。</p>	
	その他	(特になし)	<p>配慮書案の内容に検討を加えて，配慮書を作成し，それに記載された環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施する旨，答申に記載する。</p>	<p>7 本答申を踏まえた市長意見に基づき，配慮書案の内容に検討を加えて配慮書を作成し，それに記載した環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること</p>

<p style="text-align: center;">大 気 質</p>	<p>○ 周囲に保育所, 病院, 老人ホーム等があるため, 十分に注意してアスベスト調査をすること。</p> <p>○ アスベストの有無に関わらず, 工事中の大気環境に対する配慮が必要である。</p>	<p>○環境保全上特に配慮が必要な保育所, 病院, 老人ホームなどが隣接していることについては, 特定の環境要素ごとではなく包括的に記載する。</p> <p>○事業者は, アスベスト及び大気環境 (一般粉じん) への対応について一定の表明をしているため, 答申に記載する必要はないと考える。(配慮書案 p43)</p>	<p>1 工事の実施については, 環境保全上特に配慮が必要な保育所や病院などの施設が隣接するため, 工事期間のほか, 工事用車両の走行ルートや時間帯, 解体・建設作業, 環境保全措置の内容等の計画について, その内容を当該施設や周辺住民に適宜情報提供し, 工事への十分な理解と協力が得られるように努めること</p>
<p style="text-align: center;">土 壌</p>	<p>本事業の対象地は現在京都市衛生環境研究所であり, 様々な薬品を使用していると予想されるため, 慎重な土壌調査が必要である。</p>	<p>事業者が表明している内容に加え, 「土壌汚染対策法に基づき, 適切に対応する」旨を追記させる。(配慮書案 p43)</p>	<p>4 土壌については, 既存建物が有害物質使用特定施設に該当することから, 土壌汚染対策法に基づき, 適切に対応すること</p>
<p style="text-align: center;">景 観</p>	<p>地域に新しく有効な環境を提供するような外観の色彩計画について, 慎重かつ積極的に取り組んでもらいたい。</p>	<p>事業者は, 景観への対応について一定の表明をしているため, 景観という環境要素に特化することなく, 総合的見地からの建築物の検討するよう答申に記載する。(配慮書案 p44)</p>	<p>3 計画地は, 緑豊かな潤いのある市街地環境の形成や新たな景観の創出を図ること等を目標にしていることから, 本件施設の建設に際しては, 緑化や植栽の観点も含め, 総合的に検討すること</p>

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺住民に対して、工事車両の出入りの時間、解体工事の期間について、周知徹底されたい。 ○ 周辺に保育所、病院、老人ホーム等があり、周辺への影響が懸念される。 ○ 医療機関とも一体化した運用を目指していくことを検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全上特に配慮が必要な保育所、病院、老人ホームなどが隣接していることについては、包括的に記載する。 ○同上 ○本意見については、建築物の設置に係る環境保全上の見地からの意見とすることが難しいが、本件施設自体が環境保全上の配慮が必要な施設であることを考慮に入れ、対策を講じるよう、答申に記載する。 ○その他関係法令に基づく地域指定において、省エネルギー等環境への配慮に、具体化を図るよう答申に記載する。(配慮書案 p44) (地球温暖化) 京都市地球温暖化対策条例に基づき、特定建築物(延床面積 2,000 m²以上、敷地面積 1,000 m²以上の新築・改築建築物)の規制への対応 (廃棄物) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づく、事業用大規模建築物(事業の用に供している部分の床面積の合計が、1棟で 1,000 平方メートル以上の建築物)の規制への対応 	<p>1 (再掲) 工事の実施については、環境保全上特に配慮が必要な保育所や病院などの施設が隣接するため、工事期間のほか、工事用車両の走行ルートや時間帯、解体・建設作業、環境保全措置の内容等の計画について、その内容を当該施設や周辺住民に適宜情報提供し、工事への十分な理解と協力が得られるように努めること</p> <p>2 本件事業の供用後は、その施設自体が環境保全上特に配慮が必要な施設となることから、周辺施設の立地状況に加え、自らの施設も考慮に入れて、防音対策等の公害防止対策を講じること</p> <p>5 省エネルギー等環境への配慮については、低炭素社会、循環型社会の実現を見据え具体化を図ること</p>
------------	---	---	--